

令和2年度高等学校卒業予定者に係る確認・申し合わせ

教育機関、経済団体及び行政機関で構成する千葉県高等学校就職問題検討会議は、公平かつ公正な採用選考の実施を徹底するとともに、就職の機会均等の確保と求人秩序の確立を図り、併せて教育の正常化と生徒の学習環境の確保を図るため、下記のとおり確認・申し合わせる。

記

1 応募・推薦等について

- (1) 推薦開始日（10月5日）からは1人1社のみのお誘・推薦とするが、11月1日以降は1人原則2社までお誘・推薦を認める。
- (2) 複数社から内定を得た場合については、速やかに就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。
- (3) 申し合わせ事項については、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。

2 採用・選考等について

- (1) 求人方法及び求人活動のルールについては、公共職業安定所の指導に基づき実施すること。
- (2) 選考については、本人の基本的な権利を尊重し、「本人の適性と能力」に直接関係のない事項を把握しないこと。
- (3) 採否については、選考実施後遅くとも7日以内に決定し、結果をお誘者及び学校長あてに通知すること。なお、不採用者のお誘書類は学校長あて返送すること。
- (4) 高等学校卒業予定者の使用開始（実習、研修等）時期は、卒業後とすること。
なお、事前説明等（※注）でやむを得ず生徒を招集する場合は、授業や学校行事に支障のない範囲で宿泊をともなわず、通算3日を越えないものとする。
- (5) 採用内定後あるいは入社時などに、戸籍謄本（抄本）等就職差別につながるおそれのある書類はいっさい提出を求めないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、お誘前職場見学や選考を実施する際は感染防止策を徹底すること。
- (7) お誘前職場見学は夏季休業期間中とするなど、学事日程への影響が少ない時期とすること。なお、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休業期間が短縮されることが想定されていることから、生徒個々の事情に配慮のうえ柔軟に対応すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け推薦期日又は選考開始期日までに健康診断が実施できないことにより、全国高等学校統一用紙の調査書「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても、採用選考に影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

3 採用内定取消し等の防止について

事業主は、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を踏まえ、採用内定取消を防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

※注 企業の行う事前説明のほか、内定式、制服採寸、健康診断、忘年会、新年会等

令和2年3月17日

改定 令和2年6月18日

千葉県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人千葉県経営者協会

一般社団法人千葉県商工会議所連合会

千葉県中小企業団体中央会

千葉県高等学校教育研究会進路指導部会

千葉県職業安定業務研究会職業紹介部会

千葉県総務部学事課

千葉県商工労働部雇用労働課

千葉県教育庁教育振興部学習指導課

千葉労働局職業安定部職業安定課